

ただいま上程されました追加議案の概要について申し上げます。

去る2月8日及び14日から15日にかけての記録的な大雪により、農林産物や農林業用施設等において、広範囲にわたり甚大な被害が発生いたしました。

県といたしましては、直ちに応急対策を講じるとともに、2月28日付けで栃木県農漁業災害対策特別措置条例を適用いたしました。また、茨城県、群馬県と共同で国に対し、農林業用施設の復旧に対する支援等について強く要望して参りましたところ、先般、農業者等に対する特例的な支援措置が示されたところであります。

引き続き、市町村をはじめ、関係機関等と連携し、被災された農業者等の一日も早い経営再建が可能となるよう、必要な支援に努めて参ります。

今回提出いたしました議案は、大雪による農産物や農林業用施設への被害に迅速かつ適切に対処するための補正予算であります。

追第1号議案の平成26年度一般会計補正予算は、大雪により被害を受けた農林業用施設の再建等を支援するため、88億6,366万円を追加計上するものであります。財源といたしましては、国庫支出金、地方交付税、繰越金を充てることといたしました。

この結果、先に提出しております第1号議案と合わせた補正後の平成26年度の予算総額は、7,821億5,366万円となります。

追第2号議案の平成25年度一般会計補正予算は、大雪による被災農業者等の生産維持及び経営安定への支援を行うため、3,269万円を追加計上するものであります。財源といたしましては、繰入金金を充てる

ことといたしました。

この結果、既計上予算と合わせた補正後の平成25年度の予算総額は、7,748億 9,046万円となります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。